

# 青森県報

第三百十二号

令和三年  
五月二十四日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(健康福祉課) ……一
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……一
- 旧生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……二
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……二
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……二
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律及び例による旧生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……二
- 職業訓練指導員試験の施行……………(労政・能力開発課) ……三
- 保安林の指定解除……………(林政課) ……四
- 国土調査の指定……………(農村整備課) ……四
- 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(水産振興課) ……四
- 県営土地改良事業計画の決定……………(農村整備課) ……四
- 右 同……………(同) ……五
- 建設業者の許可の取消し……………(中南地域県民局) ……五

- 右 同……………(西北地域県民局) ……五
- 右 同……………(上北地域県民局) ……六

### 監査委員

- 監査結果に対する措置の公表……………(事務局) ……六

### 公営企業

- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(病院管理局) ……六

## 告 示

### 青森県告示第三百七十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和三年五月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	廃 止 日
金子薬局	三戸郡五戸町字新町一七	令和 二〇二〇・三

### 青森県告示第三百七十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和三年五月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者		居宅介護事業者		居宅介護事業者	
名称	主たる事務所の所在地	事業の種類	名称	所在地	廃止年月日
医療法人誠仁会	つがる市木造若竹五	短期入所療養介護	医療法人誠仁会尾野病院	つがる市木造若竹五	令和三年五月三十一日

青森県告示第百八十号

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）第四条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法附則第九十一条の規定による改正前の生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和三年五月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	施設の種類	廃止年月日
医療法人誠仁会尾野病院	つがる市木造若竹五	介護療養型医療施設	令和三年五月三十一日

青森県告示第百八十一号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）。以下「例による生活保護法」という。（第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。）

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）。以下「例による生活保護法」という。（第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。）

令和三年五月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	廃止年月日
金子薬局	三戸郡五戸町字新町一七	令和三年五月三十一日

青森県告示第百八十二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）。以下「例による生活保護法」という。（第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。）

令和三年五月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者		居宅介護事業者		居宅介護事業者	
名称	主たる事務所の所在地	事業の種類	名称	所在地	廃止年月日
医療法人誠仁会	つがる市木造若竹五	短期入所療養介護	医療法人誠仁会尾野病院	つがる市木造若竹五	令和三年五月三十一日

青森県告示第百八十三号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配

偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）第四条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法附則第九十一条の規定による改正前の生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）以下「例による旧生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による旧生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和三年五月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	施設の種類	廃 止 日
医療法人誠仁会尾野病院	つがる市木造若竹五	介護療養型医療施設	令和三年五月二十五日

青森県告示第三百八十四号

令和三年度職業訓練指導員試験を次のとおり施行するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第四十五条第二項の規定により公示する。

令和三年五月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施期日

区 分	試験職種	期 日
実技試験	電気工事科 溶接科	令和三年八月二十八日 (土)午後一時

二 実施場所

学科試験	試験職種	実施場所
関連学科 (系基礎学科及び専攻学科) 指導方法	電気工事科 溶接科 造園科 建築科 配管科 全職種	令和三年八月二十九日 (日)午前十時三十分

三 受験申請書の提出期限

令和三年六月一日（火）から同年六月三十日（水）まで。ただし、郵送による場合は書留郵便とし、同日までの消印のあるものは、有効とする。

四 その他試験に関し必要な事項

1 受験申請書の用紙及び受験案内は、青森県商工労働部労政・能力開発課及び各県立職業能力開発校で配布する。

2 受験申請書の提出先及び詳細についての問合せ先

青森市長島一丁目の一  
青森県商工労働部労政・能力開発課 職業能力開発グループ  
(電話〇一七―七三四―九四一五)

区 分	試験職種	実施場所
実技試験	電気工事科 溶接科 全職種	青森市大字野尻字今田四三の 一 青森県立青森高等技術専門校 八戸市桔梗野工業団地二丁目五の三〇 青森県立八戸工科学院
学科試験	電気工事科 溶接科 造園科 建築科 配管科 全職種	青森市中央三丁目一七の一 アピオあおもりイベントホール

青森県告示第百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり森林について保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

令和三年五月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林の所在場所

上北郡六ヶ所村大字出戸字棚沢一三〇の四（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 保安林解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び六ヶ所村役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第百八十六号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条第三項の規定により、令和三年五月十七日次の地籍調査を国土調査として指定したので、同条第五項の規定により公示する。

令和三年五月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
弘前市	大字藍内字関ヶ平の一部	令和二年四月一日から令和三年五月三十一日まで

青森県告示第百八十七号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第五十条の二第四項の規定により公示する。

令和三年五月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	区 域	区 分
上北郡六ヶ所村大字泊字村ノ内二一六の二 有限公司 佐藤水産 上北郡六ヶ所村大字泊字川原七五の一〇二 上野 洋	泊区域 泊漁業協同組 合の地区	小型定置漁業

公 告

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、相馬川地区の県営土地改良事業（農業水利施設保全合理化事業（長寿防災型）（更新型））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならぬ。

らないこととされている。

令和三年五月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和三年五月二十五日から同年六月二十一日まで

三 縦覧の場所

弘前市役所

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、前田屋敷地区の県営土地改良事業（農業水利施設保全合理化事業（耕作条件型））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならないこととされている。

令和三年五月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和三年五月二十五日から同年六月二十一日まで

三 縦覧の場所

田舎館村役場

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年五月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社みちのくボーリング

二 代表者の氏名 高橋晃

三 主たる営業所の所在地 黒石市大字袋字富山六〇の四九

四 許可番号 青森県知事許可（般一）第七九一三号

五 取消年月日 令和三年五月六日

六 取消しに係る建設業の許可

さく井工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和三年四月二十三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年五月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社大八小山内組

二 代表者の氏名 加藤忍

- 三 主たる営業所の所在地 北津軽郡中泊町大字今泉字布引一六八の三
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二九）第一三三四九号
- 五 取消年月日 令和三年四月二十日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
解体工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

令和三年四月十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年五月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社リベア
  - 二 代表者の氏名 佐藤里志
  - 三 主たる営業所の所在地 上北郡六ヶ所村大字尾駸字野附一三二一の一
  - 四 許可番号 青森県知事許可（般―二八）第五〇〇〇三四号
  - 五 取消年月日 令和三年四月二十二日
  - 六 取消しに係る建設業の許可  
鋼構造物工事業及び鉄筋工事業に係る一般建設業の許可
  - 七 取消しの原因となった事実
- 令和三年四月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

監 査 委 員

監査結果に対する措置の公表

令和3年3月24日付け青森県報第287号で公表した監査の結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、青森県知事から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

令和3年5月24日

青森県監査委員 竹 内 均  
青森県監査委員 川 嶋 由紀子  
青森県監査委員 寺 田 達 也  
青森県監査委員 花 田 栄 介

監査箇所名	監査結果	措置の内容
ジェンシアアツタみさわ グループ	決算事務において、確定手続が適正に行われていない事務のため、適正な事務の執行に努めること。	令和2年度以降の決算について、経理事務規則に基づいた手続により確定することを確認した。
青森県森林組合連合会	管理事業の業務のうち、指再委託による1件の適正なものが、適正に取扱ったこと。	事業を確認し、早急に「特殊建築物定期調査報告書」を実施させた。業務の進捗を定期的に確認するとともに中間指導等で実施状況を再確認する。チェックリストを作成し指再委託管理者とする。

公 営 企 業

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したの

で、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和三年五月二十四日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

- 一 特定役務の名称及び数量  
磁気共鳴断層撮影装置等保守業務委託 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県病院局運営部管理課  
青森市東造道二丁目一の一
- 三 契約の方法  
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日  
令和三年三月二十六日
- 五 契約の相手方の名称及び住所  
GEヘルスケア・ジャパン株式会社青森営業所  
青森市緑二丁目二〇の一
- 六 契約金額  
一億七百二十二万九百六十円
- 七 随意契約の理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第二号の規定を適用して随意契約によることとしたものである。
- 八 契約の相手方を決定した手続  
予定価格の制限の範囲内の価格による見積であったので、契約の相手方としたものである。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円